

栗東市地域防災計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

1. 意見募集の期間
令和元年12月25日（水曜日）～令和2年1月20日（月曜日）
2. 意見募集の周知方法
広報りっとう、市ホームページ
3. 閲覧場所
市ホームページ、市役所危機管理課（栗東市危機管理センター2階）、市役所情報公開コーナー（庁舎1階）、各学区コミュニティセンター
4. 意見提出方法
郵送、持参、FAX、Eメール

【意見募集の結果】

意見の内容と市の考え方は以下のとおりです。

意見の件数 6件（1名）

①	ハザードマップ等災害リスクの住民への周知（本編 P23）
<p>○意見</p> <p>地域防災計画で示されている、パンフ、ハザードマップの配布、広報誌やホームページ等による情報提供や啓発だけで災害リスクを住民に周知するのは限界あるのは明らかであり、住民のほとんどは災害リスクを知らないのが現状だと推測される。</p> <p>住民が災害リスク知り・理解し、その対処方法を考えるようにするためには行政支援の下で、自治会等地区主体のボトムアップ型防災活動の推進を強く勧める。具体的には、</p> <p><input type="checkbox"/>自治連合会と連携し、全自治会を対象に住民の防災意識を醸成するための計画を立案・実施する。考慮すべき点は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害リスクの程度に応じた計画 <ul style="list-style-type: none"> ◇最低限、学区単位の研修会と自治会内でのワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・研修会では、防災マップの見方、想定条件・災害リスク ・自治会内のワークショップでは、「住民意識調査アンケート用紙（添付1）」と「地区に絞り込んだ防災マップ」を活用し、要支援者の被災リスクを含む災害リスクの理解と対象方法を学習 ◇人的災害リスクの高い地区は <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとのハザードマップの作成（福岡県朝倉市の例が参考） ・地区防災計画（p5）（岡山県倉敷市の例が参考） ◆ボトムアップ型防災活動、特に地区防災計画を推進するための行政サイドの支援体制の整備 	

◇防災士会や地域防災アドバイザーの活用も考慮

●回答

ご意見いただきました内容を踏まえまして、本編 P31 に以下の文章を追加します。

第6 地区防災計画の作成

担当部 市民政策部

主な連携先 自主防災組織、住民

市の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ること【自助】が重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合い【共助】が重要になってくる。

そのため、市では地域における防災力の向上を図るため、**災害対策基本法に定められた**、一定の地区の市民及び事業者による、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成支援を行う。

また、一定の地区の市民及び事業者が作成した地区防災計画を、市地域防災計画に定めるよう提案があった場合、市は一定の判断のもと、市地域防災計画の中に地区防災計画を定める。

② 避難勧告や指示等発令のための判断材料と発令のタイミング（本編 P25）

○意見

市の防災組織の事前準備段階からのタイムラインに基づく防災行動要領の整備

◆出来るだけシンプルに、防災行動を起こす目安、行動の内容と役割、指示・連絡手段を一覧表（大雨、地震毎）に

（収集すべき気象情報や防災情報及び判断の目安を含む）

主に気象情報や防災情報の活用と避難準備情報、勧告等発令判断等を行う訓練を防災行動訓練に追加

◆人材育成にも有効

行政も防災の専門家を育成する計画の立案・実施が必要

●回答

いただいた意見のうち、「タイムラインに基づく防災行動要領」については、別途、市職員向けに作成する「職員初動マニュアル」の中に記述していきたいと考えています。

また、いただいた意見を踏まえまして、以下の箇所の修正を行います。

本編 P25 「2 その他の個別訓練」

《市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。》

↓

《市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、避難勧告等判断・伝達訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。》

本編 P23 「2 職員に対する防災知識の徹底」

《災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。》

↓

《災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。

特に、防災担当職員等は、県、防災関係機関と連携して、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修会に参加し、災害時における適切な判断力の養成に努める。》

③ 防災情報の住民への伝達方法

○意見

警戒レベル情報の運用について触れ置く必要

◇住民の避難の「スイッチ」として大事な情報

●回答

いただいた内容を踏まえまして、以下の箇所の修正を行います。

なお、警戒レベルについては、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」の中で詳細に記述する予定です。

本編 P43 「3 洪水の警戒避難体制の整備」

《洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。》

↓

《洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。》

本編 P45 「3 土砂災害の警戒避難体制の整備」

《土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。》

↓

《土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。》

④ 公的避難所の安全性と収容能力（資料編 P85～94、99）

○意見

平成25年6月に改定された災害対策基本法に基づき、学区ごとに「緊急避難所」が指定されているが、指定された施設が「緊急避難所」の要件を満たしているか疑問。今一度見直す必要がある。例えば、

◆治田保育園、幼稚園、児童館は「浸水したら2階へ避難」の条件付で「緊急避難所」に指定されているが、これらの施設には2階はないので、浸水が想定されるのであれば「緊急避難所」への指定は否

加えて、緊急避難所は以下の点を考慮し見直すべきであり、必要に応じて、特に人的被害のリスク（相当な規模の水平避難が必要）が想定される地区では、地区防災計画整備の一環として、地区内の民間施設等を活用した一時避難所の指定を勧める。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急避難所への避難経路と距離 ◆緊急避難所の収容能力 □各自治会で決めている「一次避難場所」が「緊急避難所」の要件に合致しているか、言い換えれば安全が確保されているかチェック要 ◆第1項の中で行うのも一考の余地(災害リスクの理解や対処方法を考えるためにも有効) □福祉避難所が3ヶ所指定されているが、収容能力や避難距離等を考慮し、以下の対策を検討したかどうか。 ◆特養等民間施設の活用を推進する <ul style="list-style-type: none"> ◇要配慮者利用施設が一覧表にまとめられているが、これらの施設は安全なのかチェック要 ◇市の方で施設と覚書等を交わし、福祉避難所として指定 ◆緊急避難所に福祉コーナーを設置
	<p>●回答</p> <p style="color: red;">ご指摘いただいたことについて、十分内容を精査し、適切な指定に努めます。</p> <p>また、緊急避難場所は、現時点では公的施設で考えていますが、今後、ご意見にもあったように、民間施設の指定も視野に入れて、検討していきます。</p> <p>各自治会の一時避難場所については、新たに示された野洲川や草津川の洪水浸水想定区域等の情報をもとに、安全性が確保されているか再検討していただくことも考えていきます。</p> <p>福祉避難所については、現在、協定を締結している3施設を掲載していますが、引き続き、需要等を検討のうえ、協力が得られる民間施設との協定締結に努めていきます(本編 P31 記述)。</p> <p>また、避難所における福祉避難室の設置(本編 P121 記述)については、別途、避難所運営マニュアル等に記述する予定です。</p>
⑤	要配慮者支援計画、特に個別支援計画の策定(本編 P28~29)
	<p>○意見</p> <p>□(1)、(2)、(3)、(4)の内、特に「在宅の要支援者のための個別支援計画の作成」と「見守りや支援訓練」等の必要性は西日本豪雨で多くの要支援者が亡くなられた倉敷市真備町の例でも明らか。各自治会での取り組みを推進するため以下の施策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個別支援計画を策定するため指針 ◆第1項の「災害リスクの住民への周知」の過程で「要支援者の被災リスクの理解と対処方法」を考えてもらい、指針を参考に個別支援計画策定につなげる(必要に応じ行政の支援要)
	<p>●回答</p> <p>いただいた意見を踏まえまして、今後、個別支援計画の策定指針の作成について検討させていただきます。</p>

⑥ 防災重点ため池（資料編 P181）

○意見

- 現状ほとんどため池は維持管理されていない。ため池の維持管理の不備に起因する破堤のリスクを軽減するため、まずは、ため池の健全性を確認・維持するための点検と不具合個所の修理を実施する。
- 市全体で10個所のため池が「防災重点ため池」に指定されているが、滋賀県が平成17年や25年に行った大雨や地震時の危険度評価（破堤のリスク）も参考に、優先度をつけ、以下の対策を検討・実施する。
 - ◆ハザードマップ等緊急時の迅速な避難行動につなげる対策
 - ◆用水の需要に応じた水位管理等施設機能の適切な維持管理・補強に向けた対策

●回答

ため池の維持管理の方向性は、本編 P43「1 河川・水路・ため池の改修・整備・管理」に記述している通りであり、具体的には、担当部署で個別に対策を検討していくことと考えています。

また、「防災重点ため池」の対策等については、現在、滋賀県が「ため池の中長期整備計画」を作成しているところであり、今後、県の計画にしたがい、市の具体施策が明確になり次第、本編 P52「ため池等農業用施設の対策」の中で、その内容を記述していきたいと考えています。